

管理計画改定のポイント、議論の経緯及び改定スケジュールについて

1. 次期管理計画（えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画（第2期）。以下「第2期計画」という。）について

- ・現行管理計画はえりも地域で繁殖するゼニガタアザラシ個体群が生息する地域（襟裳岬及びその周辺）を対象とし平成28年3月に策定されたもの（計画期間は3年間）。
- ・計画期間中にサケ定置網漁業不振が続き（平成28・29年度）、計画の評価が不十分との判断から、計画期間を1年間延長（平成31年3月→平成32年3月）。
- ・管理計画の見直し（改定）については令和元年度（平成31年4月～令和2年3月）中に行い、第2期計画は令和2年度から運用する。
- ・計画の見直し（改定）に当たっては、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づき、予め利害関係人の意見を聞くとともに関係地方公共団体との協議が必要（第7条の4）。

2. 改定のポイント（第1回科学委員会及び第1回保護管理協議会で確認）

- ・えりも地域ゼニガタアザラシ管理事業は、現行管理計画に基づき毎年度策定する事業実施計画により実施しているものであり、管理計画には管理の目標、管理のための方策、被害防除対策に関する事項等を整理し、具体的な管理方法や捕獲目標等は毎年度定める事業実施計画において記載する（現行の枠組みを維持）。
- ・管理計画の計画期間は概ね3年間～5年間とされているが、えりも地域におけるゼニガタアザラシ生息動向等は比較的安定しているとみられることや、サケ定置網漁業漁獲量の年次変動があるため、次期管理計画期間は期間を延長した5年間とする。この際、期間内に中間評価を行う旨を盛り込む。
- ・改定に当たっては、科学的知見に基づく科学委員会意見とともに地元利害関係人の意見も取り入れるよう努める。また、管理の目標設定に当たり、根拠となる情報の更新に努めるとともに、個体群絶滅を回避するための保全の方策についても記載の充実を図る。さらに、巻末参考資料の更新を図る。
- ・現行管理計画期間内における地域漁業の状況やゼニガタアザラシ管理事業（防除・捕獲・モニタリング）結果を基に事業の評価を行い、管理計画改定に反映する。

3. 議論の経緯

- ・管理事業の評価については、第2回作業部会にて管理計画項目別に管理事業の結果及び評価について及び管理計画の保全の方策に係る記載についてもご議論いただいた
- ・第2回作業部会において、事業実施計画の期首・期末については、当初秋期(8月)を期首とする事務局提案であったが、モニタリング事業の実施及び結果を個体群動態へ反映

させるタイミングの問題や会議開催に係る現場関係者との日程調整の困難さから、現行どおりの期間とした。なお、管理計画に基づき過去に行ってきた研究成果や管理事業等については、別途整理しておくこととした。また、巻末参考資料についてご提供可能なものについてご紹介いただいた。

- ・第2回科学委員会においては、事務局案に対して、①中間評価について位置づけを明確にすること、②被害防除にかかる新たな技術開発を積極的に進める旨を明記すること、③巻末の参考資料については、都度更新が重要であり管理計画本文と切り分けて整理充実化を図ること等の意見が出され、以上を整理することとして第2期計画案を了承いただいた。

4. 今後の予定及び改定スケジュール

- ・上記3.の経緯を踏まえて内容を整理修正した第2期計画案を第2回保護管理協議会（令和元年11月5日）にてご確認・了承いただく。
- ・令和元年11月中に第2期計画（案）に対する利害関係人意見聴取（公文書）、12月パブリックコメントを経て年内に第2期計画を確定し、中環審へ諮問。その後官報告示を経て令和2年4月1日より第2期計画の開始。

<改定作業にかかるスケジュール>

| | 会議・手続き | 作業内容 |
|--------|---------------|--|
| 5月30日 | 作業部会 | 管理目標の検討 |
| 7月19日 | 科学委員会 | これまでの管理事業の評価及び改定案への反映案（作業シート）検討 |
| 8月5日 | 保護管理協議会 | 改定にかかる漁業関係意見の聴取等 |
| 9月5日 | 作業部会 | 計画案の検討 |
| 10月16日 | 科学委員会 | 計画案の検討 |
| 11月5日 | 保護管理協議会 | 計画案の確認及び了承 |
| (11月) | 意見聴取・協議 | 意見聴取（利害関係人） 協議（関係地方行政機関） |
| (12月) | パブコメ | 約4週間 |
| (1月) | 中環審 | 中央環境審議会での諮問・答申 |
| (2月) | 科学委員会 | 計画の最終確認 【次年度事業実施計画案の検討】 |
| (3月) | 保護管理協議会 通知 | 計画の了承（確定） 【次年度事業実施計画の検討・了承】 関係行政機関への通知 |
| (4月～) | | 第2期計画及び令和2年度事業実施計画に基づく管理を開始 |

※【 】は事業実施計画改定に係る作業(参考)